

学校法人聖母女学院 ベルナデッタ給付奨学金規程

〔2009年3月27日制定〕

最近改定2018年3月28日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人聖母女学院（以下「本学院」という。）が設置する高等学校、中学校、小学校及び幼稚園（以下「学校」という。）に在籍する生徒、児童及び園児（以下「生徒等」という。）のうち、一定の要件を満たすものに対して、各学校の保護者会、後援会、同窓会その他の団体（以下「関係団体」という。）の協力を得て奨学金を給付することにより、授業料、教育充実費その他学校の諸費（以下「学費等」という。）納入による経済的負担を軽減し、もって生徒等の安定的な修学の継続に資することを目的とする。

（申請資格）

第2条 生徒等の学費等を負担する者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の給付を申請することができる。ただし、各当該設置校（寄付行為第4条）に在学する期間一回に限り支給するものとし、原則として、国や都道府県等の補助金、手当等を充当した上で、なおかつ保護者の負担すべき授業料に対しての給付とする。

- （1）死亡又は傷病による3カ月以上の長期療養により、学費等の納入が困難になった場合
- （2）火災、風水害その他の災害により著しく損害を受け、学費等の納入が困難になった場合
- （3）転職、失業等により収入が著しく減少し、学費等の納入が困難になった場合
- （4）その他の理由により、学費等の納入が困難になった場合

（申請手続）

第3条 奨学金の給付を申請する保護者は、所定の申請書及び家庭調査書に加え次の各号に定める書類を、学校長に提出しなければならない。

（1）前条第1号の場合

- ア 保護者の死亡を証明するもの又は療養期間を明示した医師の診断書
- イ 授業料の納入が困難になったことを証するもの

（2）前条第2号の場合

- ア 火災証明書、罹災証明書又は公的機関にて発行された証明書
- イ 授業料の納入が困難になったことを証するもの

（3）前条第3号の場合

- ア 本学院が奨学金給付を行おうとする年度に属する12月末日を以て終了する1年（以下「当該年」という。）の給与等の収入（見込）金額が記載されている書類（給与所得以外の所得者は、当該年の総収入（見込）金額が記載されている書類）

（4）前条第4号の場合

- ア 授業料の納入が困難になったことを証するもの

（申請の審査）

第4条 奨学金給付の申請があった場合、学校長は、奨学金審査委員会（以下「委員会」という。）において奨学金給付の可否を審査する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、第1号の委員が委員長となる。

- (1) 学校長
- (2) 副校長又は教頭
- (3) 生徒指導部長（主任）及び教務部長（主任）
- (4) 事務室次長又は課長・事務長
- (5) 法人事務局財務課（1名）
- (6) その他、学校長が必要と認める者

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

4 委員長は、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（給付の決定）

第5条 委員長は、前条第1項の審査の結果を常任理事会に答申する。

2 常任理事会は、前項の答申に基づき奨学金給付の可否を決定し、保護者へは学校長を通して決定内容を通知する。

（奨学金の給付）

第6条 奨学金の給付は、3期に分けて徴収する学校の授業料及び教育充実費の1期分に充当することをもって行う。

2 保護者は、前項により奨学金の給付を受けた場合、速やかに奨学金受給確認書を提出しなければならない。

3 奨学金の給付額は、別表1のとおりとする。

4 前項の奨学金は、返還を要しない。

（給付の取消）

第7条 次の各号のいずれかの事由のあることが判明した場合、常任理事会は、すでに決定した奨学金の給付を取消することができる。

(1) 虚偽の申請等不正な方法により奨学金の給付を受けたと認められる場合

(2) その他、奨学金給付の対象者として適当でないと認められる場合

2 奨学金の給付後、前項第1号により奨学金の給付が取消された場合、保護者は、奨学金を返還しなければならない。

（所管）

第8条 この規程に定める給付奨学金に関する事務は、法人事務局財務課が所管し、各学校事務室が補佐する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常任理事会が定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、関係団体の議を経て常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、2010年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月10日から施行する。ただし、「別表1（第6条第3項）奨学金の給付額」京都聖母女学院小学校（国際コース）については、2010年4月1日に遡及して施行し、京都聖母女学院幼稚園（年少）については、2011年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規程は、2016年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、2016年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表1（第6条第3項） 奨学金の給付額

| 学 校（コース等） | 奨学金給付額 | 給付額明細 |
|--|----------|----------------------------|
| 香里ヌヴェール学院中学校・高等学校 （2016年度以前の入学生） | 216,000円 | 授業料 168,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院高等学校 （スーパーアカデミーコース・ スーパーサイエンスコース） | 216,000円 | 授業料 168,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院高等学校 （スーパーイングリッシュコース） | 256,000円 | 授業料 208,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院中学校 （スーパーアカデミーコース） | 216,000円 | 授業料 168,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院中学校 （スーパーイングリッシュコース） | 256,000円 | 授業料 208,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院小学校 （2016年度以前の入学生） | 180,000円 | 授業料 132,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院小学校 （スーパースタディズコース） | 190,000円 | 授業料 142,000円 教育充実費 48,000円 |
| 香里ヌヴェール学院小学校 （スーパーイングリッシュコース） | 220,000円 | 授業料 172,000円 教育充実費 48,000円 |

| | | |
|------------------|-----------|------------------------------|
| 京都聖母学院中学校・高等学校 | 216,000 円 | 授業料 168,000 円 教育充実費 48,000 円 |
| 京都聖母学院小学校（総合コース） | 180,000 円 | 授業料 132,000 円 教育充実費 48,000 円 |
| 京都聖母学院小学校（国際コース） | 221,000 円 | 授業料 161,000 円 教育充実費 60,000 円 |
| 京都聖母学院幼稚園（年長・年中） | 106,000 円 | 授業料 88,000 円 教育充実費 18,000 円 |
| 京都聖母学院幼稚園（年少） | 110,800 円 | 授業料 96,000 円 教育充実費 14,800 円 |

備考

- 1 奨学金の給付額は、今後の授業料等納付金改定に伴い変動することがある。

（様式2）

ベルナデッタ奨学金給付決定通知書

学校 学年 組

生徒等氏名

申請者（保護者）

住所

氏名

金 円也

但 年度授業料及び教育充実費年額合計の三分の一

上記のとおり、奨学のため学費の一部を給付することに決定しましたので通知いたします。
なお、奨学金の給付を確認されましたら、「奨学金受給確認書」をご提出下さい。

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長

（様式3）

ベルナデッタ奨学金受給確認書

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長 殿

学校 学年 組

生徒等 氏 名

保 護 者

住 所

氏 名

印

ベルナデッタ給付奨学金規程に基づく奨学金額は、下記の通りであることを確認いたします。

記

受 給 金 額 金 円也